

一般社団法人日本臨床微生物学会
臨床検査技師の海外留学支援規程

制定 2019年9月13日

改定 2022年12月22日

改定 2023年3月9日

改定 2023年9月21日

改定 2024年3月28日

第1条(通則)

一般社団法人日本臨床微生物学会(以下、「本学会」)は、本学会に在籍している会員(臨床検査技師)の海外留学を支援するため、臨床検査技師の海外留学支援委員会を設ける。

第2条(委員会の活動内容)

本委員会は、海外への留学を希望する会員を支援するため、①留学先の候補の情報収集、②留学希望者へのアドバイス、③留学に関する資金面の援助の決定、を行う。

第3条(予算の割り当て)

留学の援助に関する資金は、理事会の決議によって決定された予算を割り当てる。

第4条(資金面の援助の対象)

本学会に5年以上在籍している若手(申請時に40歳未満)または大学院(修士課程・博士課程)修了後10年以内の会員で、臨床検査技師の資格を有し、1か月以上の海外留学を希望する者を対象とする。ただし、臨床検査以外の教育あるいは研究を主たる業務にしている場合も応募可とする。

第5条(使途及び支給額)

- (1)使途：留学に必要な旅費等に対して支援を行う。
- (2)支給額：1件あたり100万円を上限として支給する。なお、実際の支給額は留学後に提出された会計報告書をもとに委員会で決定する。

第6条(申し込み)

資金面の援助の申し込みをしようとする者は、所定の申請書に略歴、業績を添付して本学会事務局へ提出する。申し込みは随時受付とする。

第7条(支援対象者の選考)

臨床検査技師海外留学支援委員会が、8月末までの申請者を次年度の支援対象として選考する。人数は原則年間2名以内とするが、応募状況などを勘案して委員会で決定する。

第 8 条(報告)

留学を終えて帰国後、2 か月以内に報告書を学会事務局に提出すると共に、本学会総会・学術集会において成果を発表する。なお、報告書の書式は別途定める。

第 9 条(規程)

この規程に定める以外の必要な事項は、本学会理事会において定めるものとする。

附則

この規程は 2022 年 12 月 22 日に一部を改定した。

この規程は 2023 年 3 月 9 日に一部を改定した。

この規程は 2023 年 9 月 21 日に一部を改定した。

この規程は 2024 年 3 月 28 日に一部を改定した。

細則

第 1 条 (欧米への留学)

欧米への留学支援においては、旅費 30 万円、宿泊費 1 日あたり 1 万円を上限とし、領収書の提出を義務付ける。なお、世界経済などの影響を受けて為替レートに大きな変動があった場合は、委員会で検討を行う。

第 2 条 (補助金対象外の費用)

ESTA 申請やビザの申請などに係る費用、チップなどは補助金対象外とする。

第 3 条 (交通運賃)

国際航空運賃は基本的にエコノミークラスの航空運賃とする。

国内・国外における移動の際の交通運賃はともに 5,000 円を上限とする。